

議案第10号

藤岡市小口資金融資促進条例の一部改正について

藤岡市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成31年2月25日提出

平成31年2月25日可決

藤岡市長 新井 雅 博

藤岡市条例第 号

藤岡市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

藤岡市小口資金融資促進条例（平成7年条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「藤岡市小口資金借換事務取扱要領（平成15年訓令第1号）」を「市長が別に定めるところ」に改める。

附則第6項中「藤岡市小口資金融資期間延長に係る特例措置取扱要領（平成23年訓令第15号）」を「市長が別に定めるところ」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。